【国民生活・経済に関する調査会】

(1) 活動概観

[調査の経過]

本調査会は平成10年8月に設置され、調査項目を「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成」として調査を開始したが、初年度目の調査の結果、調査項目を「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成」に改め、平成11年8月に初年度目の中間報告書を、また、平成12年5月に提言を含む2年度目の中間報告書を、それぞれ議長に提出するなど、精力的に調査を進めてきた。最終年度に当たる本年においても、調査項目のうち、我が国の根幹にかかわり、総合的な施策を早急に確立しなければならない少子化問題を中心として、参考人からの意見聴取・質疑、政府からの説明聴取・質疑及び各会派意見表明・委員間意見交換によって調査を深めた。

今国会においては、少子化問題のうち、未調査の分野について、6名の参考人からの意見聴取・質疑を行った。①平成13年2月14日に慶應義塾大学商学部教授清家篤参考人及び株式会社キャリアネットワーク代表取締役社長河野真理子参考人から「少子化を視野に入れた生涯能力発揮社会の形成」について、②2月21日にセイコーエプソン株式会社人事部長中條利治参考人及び男も女も育児時間を!連絡会世話人田尻研治参考人から「育児と仕事の両立支援に関する企業の取組」について、③2月28日に日本大学経済学部教授・同人口研究所次長小川直宏参考人及び社団法人日本経済研究センター理事長・上智大学国際関係研究所教授八代尚宏参考人から「少子化問題の政策的対応の在り方」について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

また、2月23日に内閣府、厚生労働省、文部科学省及び国土交通省から、少子化対策に関する取組、平成13年度少子化対策関連予算及び本調査会が2年度目に行った提言の実施状況について説明を聴取し、質疑を行った。

さらに、3年間の調査を総括するため、4月18日に各会派意見表明・委員間意見交換を 行った。

これらの3年間にわたる調査を踏まえ、6月20日、提言を含む最終報告書を取りまとめ、 議長に提出した。また、「少子化対策推進に関する決議案」を本会議決議とすべく、本調 査会の委員の発議により議長に提出した。なお、本決議案は6月22日の本会議において全 会一致で可決された。

〔調査の概要〕

平成13年2月14日の清家参考人からは、人口構造の変化に合わせて社会や雇用の仕組みをドラスチックに変えなければならない、働く意思と能力のある高齢者が働き続けられる環境をつくることは社会保障制度を維持するためにも必要である、定年退職制度は能力発揮を妨げるので廃止する必要がある等の意見が述べられた。これに関し、実力主義の中での個人に対する国の支援の在り方、長寿化の中で65歳以上を高齢者とすることの是非、子育ての機会費用を社会全体で分担することの実現性、定年制に代わる有効な雇用調整方法、賃金のフラット化が少子化対策にもたらす影響等について質疑が行われた。

同日の河野参考人からは、今後は雇用の流動化や雇用形態及び就業コースの多様化が

ベースとなる、企業に求められる人材であり続けるため個人は能力開発しなければいけない、自己責任でキャリア開発を行う時代であり行政のサポートも求められる等の意見が述べられ、これに関し、生涯能力発揮社会の形成と少子化の進展との関係、雇用の流動化が進む中での税制等の社会制度の在り方、学校教育におけるキャリア開発の可能性、若い時期の働き方と高齢期の能力発揮の関連性等について質疑があった。

2月21日の中條参考人からは、育児休職をめぐる課題は取得期間中の代替要員の確保である、ファミリー・フレンドリー的な取組は就業中の優秀な従業員を確保するために有効であるという認識からスタートすべきである、短時間勤務者への社会保険の適用やパートタイマーに対する法定福利費の時間比例を検討していただきたい等の意見が述べられ、これに関し、夫婦ともに社員である場合の育児休職利用の在り方、仕事と子育ての両立支援策を拡充してきた動機とメリット、育児休職に対応するための人材派遣業利用の有無とメリット、育児休業や育児時間の取得による経済的な損失の有無等について質疑があった。

同日の田尻参考人からは、男女共同参画社会の形成に協力してほしいという国の意思を企業に伝えることが大事である、ファミリー・フレンドリー企業等に対して税制上の配慮や国等の仕事の発注などポジティブアクション的措置が必要である、夫婦が共働きをして1.5倍の収入で十分であり、その代わり家庭責任を果たせる時間が欲しい等の意見が述べられ、これに関し、育児時間をとろうとした動機、日本の男性の育児休業取得を奨励する方策、国が意思を表明すべき範囲、育児休業取得の有無等による昇給格差等について質疑があった。

2月28日の小川参考人からは、既婚女性が理想の子ども数を産めるようにすれば出生率は問題ない水準まで回復する、出産期間を長くする政策が必要であり不妊治療対策もこの観点から必要である、女性の結婚志向は幼児期に父親がどのくらい育児や家事に参加したかに左右される等の意見が述べられ、これに関し、婚外子を差別しない社会システムをつくる必要性、出生率回復策は今後5年間がタイムリミットであると主張する根拠、20歳以上のすべての国民に年金保険料を負担してもらうことの是非等について質疑があった。

同日の八代参考人からは、子育てと仕事を両立させ子育ての機会費用を軽減することが 最大の少子化対策である、子育てを終了した女性が良い条件で復職できる選択肢の多いシ ステムに変えることが必要である、できるだけ多くの保育施設に公的な資金が投入される 仕組みが必要である等の意見が述べられ、これに関し、男女間就業率格差と出生率との関 係、保育所と幼稚園の関係、保育切符制度の概要、少子化が景気回復に及ぼす影響等につ いて質疑があった。

また、2月23日の対政府質疑での主な質疑は、少子化対策の政策としての評価方針、出生率等の定量的な目標を明確にする必要性、成績優秀者に対する奨学金返還免除の必要性、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給対策、短時間勤務者への厚生年金の適用方針、小児救急医療体制の整備方針、ファミリー・サポート・センター事業の拡充方針、ベビーホテルでの児童虐待死亡事故の再発防止策、保育所待機児童の解消に向けた取組状況、乳幼児医療費を国が助成する場合の必要額、幼稚園と保育所の連携、少子化対策基本法の必要性、男性も家事を行うという意識改革の必要性等であった。

さらに、4月18日の各会派意見表明・委員間意見交換では、少子化を改善するには夫婦が理想とする子ども数を持てるような環境を整備すべきである、少子化対策に当たっての

国民生活

基本的考えとして男女共同参画社会の構築や社会全体で子育てを行える仕組みづくりが重要である、仕事と育児の両立支援のため男女差別のない雇用・職場環境づくりや保育施設等サービスの充実が必要である、子育て世帯への経済的負担の軽減策の推進を図るべきである、少子化問題は高齢社会と裏腹の問題であり国家の意思を明確に示すことが大事である等の意見が述べられた。

- 6月20日に提言を含む最終報告書を議長に提出したが、提言の主な内容は次のとおりである。
- ①育児休業取得者に対する不利益な取扱いの禁止など育児休業の取得がしやすい職場環境 や、再就職しやすい雇用環境の形成等を図るべきである。
- ②ファミリー・フレンドリーな企業に対して、支援を行っていくべきである。
- ③父親の育児休業の取得促進に向けた取組を行うべきである。また、育児休業期間中の所得保障について、活用を図り、安心して子育てができるよう育児環境の経済的基盤の充実に努めるべきである。
- ④子育てのための短時間勤務制の導入を促進するとともに、短時間勤務の正社員制度を導入することについて検討すべきである。
- ⑤入所待機児童の実態を把握するとともに、認可保育所による受入れの大幅な拡大を図るべきである。
- ⑥認可保育所の増加を図るとともに、認可外保育施設の認可保育所への移行促進を図ることにより、良質な保育サービスの供給の確保を図るべきである。
- ⑦開発した能力を生涯にわたり発揮するには、年齢にかかわりなく働ける社会の実現に向けての環境整備を図ることや性による差別が実質的に取り払われることが必要である。

同日は「少子化対策推進に関する決議案」も議長に提出されたが、その主な内容は次の とおりである。

- ①結婚や出産は個人の自由な選択に委ねられるべきものである。
- ②安心して子どもを産み育てることのできる社会の形成を目指し、総合的な施策を早急に確立することは、国会及び政府の責務である。
- ③政府においては、本院の意思を体し、仕事と育児の両立支援をはじめ子育てへの社会的 支援の拡充、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進すべきである。
- ④乳幼児医療費の国庫助成等出産・育児にかかる経済的負担の軽減、小児医療・母子保健 等医療体制の整備、労働時間の短縮や育児・介護休業制度の拡充等男女がともに仕事と子 育てを両立できる雇用・職場環境の整備、保育所待機児童の早期解消をはじめ多様な保育 サービスの拡充、放課後児童の受け入れ体制の整備等地域の子育て支援環境の整備、子育 てしやすい住環境等生活環境の整備については、重点的に取り組むべきである。
- ⑤子どもや家庭を支える施策に対して積極的な予算措置を講ずるべきである。

(2) 調査会経過

〇平成13年2月14日(水)(第1回)

- ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ○国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- ○「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、少子化を視野に入れた生涯能力発揮社会の形成について参考人慶應義塾大学商学部教授清家篤君及び株式会社キャリアネットワーク代表取締役社長河野真理子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年2月21日(水)(第2回)

○「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、育児と仕事の両立 支援に関する企業の取組について参考人セイコーエプソン株式会社人事部長中條利治 君及び男も女も育児時間を!連絡会世話人田尻研治君から意見を聴いた後、両参考人 に対し質疑を行った。

〇平成13年2月23日(金)(第3回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、当調査会の提言の 実施状況及び平成13年度少子化対策関連予算等について坂井内閣府副大臣、増田厚生 労働副大臣、高橋国土交通副大臣及び池坊文部科学大臣政務官から説明を聴いた後、 坂井内閣府副大臣、増田厚生労働副大臣、河村文部科学副大臣、桝屋厚生労働副大臣、 高橋国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年2月28日(水)(第4回)

○「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、少子化問題の政策的対応の在り方について参考人日本大学経済学部教授・同人口研究所次長小川直宏君及び社団法人日本経済研究センター理事長・上智大学国際関係研究所教授八代尚宏君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年4月18日(水)(第5回)

○「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」について意見の交換を行っ た。

〇平成13年6月20日(水)(第6回)

- ○国民生活・経済に関する調査報告書を提出することを決定した。
- ○国民生活・経済に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

(3) 調查会報告要旨

国民生活・経済に関する調査報告

【要旨】

平成10年8月に発足した本調査会は、最終年度に当たる本年においても、調査項目として決定した「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成」のうち、我が国の根幹にかかわり、総合的な施策を早急に確立しなければならない少子化問題を中心に調査を行うこととし、参考人からの意見聴取・質疑等によって調査を深めてきた。調査の過程では、子育てと仕事を両立できる職場環境の整備、男女共同参画社会の形成、安心して子育てできる環境づくり等広範な課題について多くの意見が出された。これらの3年間にわたる調査を踏まえ、6月20日、提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出した。

急激な少子化の進行を防ぐため、社会制度や慣行、その背後にある意識を見直し、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることのできる社会を構築することが求められている等の観点から、提言は、重要であり速やかな取組が求められる12項目について行われている。特に、出産や子育てを支援する施策を飛躍的に強化するとともに、所要の財政的措置を講ずるべきであることに言及した上で、政府並びに関係方面に対し、その実現に努めるよう要請している。提言の主な内容は次のとおりである。

1 男女共同参画社会の形成

女性の十分な能力発揮を妨げている社会の在り方を改め、男女が共に育児と仕事に喜びや生きがいを感じ、家庭、職場、地域で様々な責任を果たし、自己実現を図ることのできる社会を形成すべきである。

2 仕事と育児の両立を可能とする雇用・職場環境の形成

育児休業取得者に対する不利益な取扱いの禁止など育児休業の取得がしやすい職場環境の形成、再就職しやすい雇用環境の形成等を図るべきである。また、労働者が家庭責任を果たしやすい就業環境を形成している、「ファミリー・フレンドリー」な企業に対して、支援を行っていくべきである。

3 育児休業制度の拡充等

子どもの看護休暇制度の早期の導入・定着が図られるよう取組を進めるべきである。 また、父親の育児休業の取得促進に向けた取組を行うべきである。さらに、育児休業期間中の所得保障について、活用を図り、安心して子育てができるよう育児環境の経済的基盤の充実に努めるべきである。子育てのための短時間勤務制の導入を促進するとともに、短時間勤務の正社員制度を導入することについて検討すべきである。

4 パートタイム労働等の就労環境整備

処遇や賃金面において正規労働者と非正規労働者との均衡を考慮した雇用管理の改善 を促進する等、非正規労働が良好な就業機会となるよう積極的な取組を行うべきである。

5 保育所の待機児童の早期解消等

入所待機児童の実態を把握するとともに、認可保育所による受入れの大幅な拡大を図るべきである。

6 良質な保育サービスの確保

認可保育所の増加を図るとともに、認可外保育施設の認可保育所への移行促進を図る

ことにより、良質な保育サービスの供給を図るべきである。また、認可外保育施設の安全や保育の質を担保すべきである。

7 放課後児童健全育成事業の拡充

放課後児童クラブの普及を図るため、補助内容の改善により地域の実情に即した取組を行いやすいものとすべきである。また、開設時間の延長、内容や施設の充実、指導員の資質向上に努めるべきである。

8 地域における子育て環境の整備

地域における子育て支援活動の充実等を図り、子育てに関する悩みが解決できるよう すべきである。また、良質の賃貸住宅の供給等子どもが健やかに成長できる地域社会づ くりを推進すべきである。

9 乳幼児医療費の軽減等

乳幼児医療費について、国による負担、医療保険の自己負担割合の軽減等の措置を検 計すべきである。

10 小児医療提供体制の整備

小児病棟の閉鎖や小児科病院の減少に対応するため、診療報酬の改善を含め小児科医の確保に向けた取組が求められる。また、小児救急医療体制の整備については、総合的な取組を一層推進すべきである。

11 不妊治療への支援

不妊相談やカウンセリング体制を整備すべきである。また、有効性、安全性、普及性等を有する生殖補助医療について医療保険の対象とする等経済的支援を講ずるべきである。

12 生涯能力発揮社会の形成

高等教育機関における職業教育や公共職業訓練の充実を図るべきである。また、労働時間の短縮や、教育研修のための休暇制度の定着を図る等、労働者が就業を継続しながら自己の職業能力の向上のための時間を確保できる労働環境を整備すべきである。さらに、年齢にかかわりなく働ける社会の実現に向けての環境整備を図ることや性による差別が実質的に取り払われることが必要である。